

リハビリ訪問看護ステーションねむの木
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程（医療保険・介護保険）

(事業の目的)

第1条 有限会社エヴァーグリーンが設置するリハビリ訪問看護ステーションねむの木(以下「事業所」という。)において実施する訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、医療保険各法(指定訪問看護)及び介護保険法等関係法令(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕)(以下「訪問看護」という。)に基づき、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(訪問看護の運営の方針)

第2条 事業所の運営方針は、利用者が可能な限りその居宅において、健康の段階や身体の状態に応じた訪問看護及びその能力を充分に發揮できる日常生活が営めるよう訪問看護を提供することとする。

- 2 利用者の負担の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 訪問看護に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 第1条に示す関係法令の他、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第115号)、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成24年11月1日大阪府条例第116号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リハビリ訪問看護ステーションねむの木
- (2) 所在地 大阪府守口市寺内町2-7-27 ステーションゲート守口7階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び職員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 職員

看護師 8名 (常勤 5名 ・ 非常勤 3名)

理学療法士等 25名 (常勤 8名 ・ 非常勤 17名)

職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護に当たる。

(3) 事務職員 2名（常勤 2名）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日、祝日、8月13日から8月15日と12月30日から1月3日までを除く。

※年末年始、夏季休暇に関しては多少変動がある。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後5時とする。

(訪問看護の内容)

第6条 事業所で行う訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこととして、次に掲げるサービスを行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

① 病状・障害の観察	② 清拭・洗髪等による清潔の保持
③ 食事および排泄等日常生活の支援	④ 褥瘡の予防・処置
⑤ リハビリテーション	⑥ ターミナルケア
⑦ 認知症患者の看護	⑧ 療養生活や介護方法の指導
⑨ カテーテル等の管理	⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護

(3) 訪問看護報告書の作成

(訪問看護の利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、法で定める額及び各保険法で定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担に応じて受けるものとする。

2 訪問看護の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、重要事項証明書に掲げる利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、守口市、門真市、寝屋川市、大阪市の一部（旭区、城東区、鶴見区）の地域とする。

※上記以外の地域の方でも、対応は可能とする。

(衛生管理等)

第9条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る関係先等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に十分に周知する
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
 - (3) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を設けるよう努める。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でな

くなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所の職員に、同居する家族に対して訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社エヴァーグリーンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 23 日から実施する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

この規定は、令和 5 年 7 月 10 日から実施する。

この規定は、令和 6 年 2 月 1 日から実施する。

第 4 条（2）職員数の変更